

# 公 募 公 告

結婚・恋愛を希望する若者への広報業務委託について、企画提案書を公募するので次のとおり公告する。

令和8年 6月 4日

福井県知事 石田 嵩人

## 1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称  
結婚・恋愛を希望する若者への広報業務委託
- (2) 公告業務の内容  
結婚・恋愛を希望する若者への広報業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり  
なお、「企画提案書要領」についても参照すること
- (3) 委託契約金額の上限  
1, 7 4 9, 0 0 0円（消費税および地方消費税を含む。）
- (4) 履行期限  
契約締結日から令和9年3月31日まで

## 2 参加資格認定の申請手続等

- (1) 応募対象者  
企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。
  - ア 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること  
※競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有する者として取り扱う。ただし、提案書提出締切時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
  - ウ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
  - エ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
  - オ 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること
  - カ 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること
  - キ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
  - ク 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
    - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
    - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ケ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと
- コ 企画提案審査会前 3 年間に於ける団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと
- サ 福井県から訴えを提起されていないこと
- シ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 参加資格認定の申請手続等

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和 8 年 6 月 1 2 日（金） 1 7 時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く 9 時～1 7 時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書（様式 1） (2) 参加資格誓約書（様式 2） (3) 過去に実施した同種または類似業務の概要（様式 3） (4) 企画提案参加事業者の概要、事業内容が分かる書類（企業案内等） (5) 福井県税事務所または福井県嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 (6) 福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは競争入札参加資格申請書の写し（受付印を押印したもの）
⑤ 提出部数	1 部

(3) 参加資格審査の結果通知

上記 (2) により企画提案参加申込書を提出したのものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和 8 年 6 月 1 7 日（水）までに通知する。

3 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式 4）により、令和 8 年 6 月 1 2 日（金） 1 7 時までに福井県未来創造部県民協働課縁結び応援グループあて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和 8 年 6 月 1 7 日（水）までに、電子メールにより参加者資格認定者全員に対し通知する。ただし、質問または回答の内容が具体的な提案事項に密接にかかわるものについては質問者に対してのみ回答する。また、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

#### 4 企画提案書の提出

① 提出期間	令和8年6月22日（月）12時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	10 問合せ、書類提出先に同じ。
④ 提出書類	A4版で、出来る限り詳細に記載すること。（白黒、カラーいずれも可） ア 企画提案書の提出について（様式5） イ 企画提案書（任意様式） ウ 見積書 【企画提案書作成にあたっての留意事項】 ・提出できる企画提案は1案とする。 ・企画提案書は、審査項目、仕様書および企画提案書要領を熟読して作成すること。
⑤ 提出部数	・企画提案書の提出について（様式5） 1部 ・企画提案書 正本1部、副本4部（紙ベース）
⑥ その他	・提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。 ・提出書類は返却しない。 ・期日までに書類の提出がない場合は辞退したものとみなす。

#### 5 企画提案書の提出辞退

参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いを行わない。

#### 6 委託先候補者の選定等

##### (1) 選定審査の実施

結婚・恋愛を希望する若者への広報業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等に基づき審査する。

##### (2) 審査方法

委員会において、企画提案書による書類審査を実施する。企画提案書の内容について審査した上で委託先候補者を選定する。

##### (3) 評価基準

- ①業務の実施体制、スケジュール
- ②業務の具体的な実施方法
- ③見積金額、経費の妥当性
- ④創意工夫

##### (4) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。  
なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

#### 7 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契

約を締結する。また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じたとき

## 8 再委託

- ・本委託業務の全てを再委託することはできない。ただし、必要に応じ一部を再委託する場合、福井県に協議のうえ、書面による承諾を得ること。
- ・再委託の承認を求める場合は、再委託先、理由、再委託する業務の内容、再委託に係る契約予定金額および再委託の契約期間を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。
- ・再委託を行う場合は、再委託先の行為について全責任を負うものとする。

## 9 その他

- (1) 提出書類の取扱い
  - ア 参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。
  - イ 参加者が提出した書類は、返却しない。
- (2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (3) 本件の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 福井県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があることを承知の上で、応募すること。

## 10 問合せ、書類提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部県民協働課縁結び応援グループ（担当 西端）

電話 0776-20-0362

電子メール kenmin-kyodo@pref.fukui.lg.jp（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）